

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	大子町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/jgcms/admin95573/page_view.php?code=2370

執行機関名 大子町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大子町条例第18号)別表第一 第1の項 大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、妊産婦、 <u>小児</u> 、 <u>高校生相当の児童</u> 、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の <u>健康の保持促進を図るため</u> 、その医療費の一部を助成し、これらの者の <u>生活の安定と福祉の向上に寄与すること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号) 大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)第3条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	対象者に対する医療費助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	医療福祉費の支給を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--